

# 第3回紫雲寺地域統合小学校検討委員会 次 第

平成 28 年 12 月 13 日 (火) 午後 7 時  
健康プラザしうんじ 多目的ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会則について

4 協議状況について

(1) 紫雲寺小学校区

(2) 米子小学校区

(3) 藤塚小学校区

(4) 今後の予定について

5 その他

# 資料 1

平成 28 年 12 月 13 日

## 紫雲寺地域統合小学校検討委員会 会則（案）

（名称）

第 1 条 本会は、紫雲寺地域統合小学校検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 委員会は、紫雲寺小学校、米子小学校及び藤塚小学校の統合を円滑に進め、紫雲寺地域の望ましい教育環境の実現を目指すことを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- （1） 統合小学校の開校に関する事。
- （2） 統合小学校の教育環境整備に関する事。
- （3） その他目的を達成するために必要な事。

（組織）

第 4 条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- （1） 紫雲寺地区自治会連合会役員
  - （2） 藤塚浜町内会の代表
  - （3） 紫雲寺地域内の各保育園・小学校の保護者の代表
  - （4） その他委員会が必要と認める者
- 2 代表の選出方法は、各団体の定める通りとする。

（役員の種類）

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1 名
- （2） 副会長 2 名

（役員の職務）

第 6 条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代理する。

（役員の選出）

第 7 条 役員は、会員の互選による。

（役員の任期）

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

（会議）

第 9 条 委員会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

（裏面に続く）

(部会)

第10条 委員会に部会を置くことができる。

(事務局)

第11条 委員会の事務局（以下「事務局」と言う。）を教育委員会教育総務課に置く。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り決定するものとする。

附則

- 1 この会則は、平成28年12月 日から施行する。
- 2 委員会設立初年度の任期は、第8条の規定に関わらず、委員会の定めるところによる。

## 資料 2

平成 28 年 12 月 13 日

### 今度の予定について

#### 【平成28年度】

2 月末 平成 33 年 4 月開校に向けて 紫雲寺地域全体の共通課題  
それぞれの地域の課題

の抽出、提言

統合へ向けての基本的合意形成

#### 【平成29年度】

- ・紫雲寺地域全体の共通課題について、検討委員会と行政で検討  
⇒ 可能な限り、平成 29 年度、30 年度の 2 カ年で整理する。
- ・それぞれの地域（小学校区）の課題については、継続して各小学校区で検討を継続
- ・通学支援について具体的な検討（公共交通も含め）

統合へ向けての地域課題の解決、具体的通学支援検討

#### 【平成30年度】

- ・平成 29 年度に引き続き地域課題の解決、具体的通学支援の検討
- ・校名検討 ⇒ 設置条例改正（2 月定例会）・通学区域規則改正

#### 【平成31年度】

- ・閉校記念式典事業実行委員会立ち上げ（各小学校単位）

#### 【平成32年度】

- ・通学支援最終確認
- 11 月頃 閉校記念式典事業 ← 実行委員会

#### 【平成33年度】

4 月 開校（開校式←市）